労働条件通知書 兼 雇用契約書 （記入例）

山田 太郎（山田農園）（以下「事業主」という。）と佐藤 花子（以下「労働者」という。）は、次の労働条件で雇用契約を結ぶ。

第1条（契約期間）

契約期間は、期間の定めありとし、その期間は2026年4月1日から2026年11月30日までとする。

第2条（契約の更新）

1 この契約は、更新する場合がある。更新するかどうかは、作柄・業務量・勤務成績により判断する。

2 更新の上限は、通算2回までとする。

3 無期転換については、本契約期間中に無期転換申込権は発生しない。

第3条（就業の場所と従事する業務）

1 就業の場所は、雇入れ直後は山田農園 本圃場・育苗ハウスとし、変更の範囲は当農園の圃場・作業場とする。

2 従事する業務は、雇入れ直後は野菜の収穫・調製とし、変更の範囲は野菜の栽培・収穫・調製・出荷作業全般とする。

第4条（労働時間と休憩）

1 始業は7時、終業は16時とし、休憩は12時から13時までの60分とする。繁忙期は、作業に応じて始業・終業の時刻を変更することがある。

2 所定時間外の労働は、有（繁忙期に1日1時間程度）とする。

第5条（休日と休暇）

1 休日は、毎週日曜日、ほか農園カレンダーによるとする。

2 年次有給休暇は、6か月継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤したときに10日を与える。

第6条（賃金）

1 賃金は時給 1,100円とし、諸手当はなしとする。

2 深夜（22時から5時まで）に働いたときは、25%以上の割増賃金を支払う。

3 賃金は毎月末日に締め切り、翌月15日に支払う。支払の方法は、本人の同意を得て、本人名義の口座に振り込む。

4　昇給は、行わない。ただし、契約を更新するときに見直すことがある。

第7条（退職手当・賞与と待遇の説明）

1　退職手当はなしとする。賞与は、年1回、業績により支給する。

2　労働者は、通常の労働者との待遇の違い（内容・理由）などの説明を、次の相談窓口に求めることができる。相談窓口は、事業主 山田 太郎（電話 000-0000-0000）とする。

第8条（退職）

1　労働者が自己都合で退職するときは、14日前までに事業主に申し出る。

2　解雇の事由は、就業規則第〇条による。

第9条（社会保険・労働保険）

加入する保険は、労災保険・雇用保険とする。

第10条（その他）

作業着・長靴は各自で用意する。手袋・帽子は農園で貸与する。

この契約を証するため、本書を2通作成し、事業主と労働者が署名（記名押印）のうえ、各1通を保管する。

2026年3月20日

事業主　住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

氏名 山田 太郎（山田農園）　　印

労働者　住所 〇〇県〇〇市〇〇町4-5-6

氏名 佐藤 花子　　印

ミノリス（minorisu.com）